

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

本町のハザードマップによると洪水浸水想定区域は福岡県が令和 4 年 5 月に福岡県が作成。想定している最大規模の降雨によって河川が氾濫した場合の浸水範囲と浸水深を示されている。福岡県が令和 4 年 8 月までに指定している「土石流」と「急傾斜地の崩壊」の土砂災害警戒区域・特別警戒区域が、町内の山間部を中心に示されている。

(津波：ハザードマップ)

本町のハザードマップによると福岡県が作成した最大クラスの津波による浸水域と浸水深が示されている。想定される津波・・・西山断層 (Mw=7.6)、対馬海峡東の断層 (Mw=7.4) 新宮町における津波の影響・・・浸水面積：20ha、最高津波水位：標高 2.4m、最高津波到達時間 8 分が示されており当地区には商工業者が沿岸部に水産加工業があり湊川沿いには工場関係企業が数件あるため内水による浸水の危険性を有している。

(高潮：ハザードマップ)

本町のハザードマップによると福岡県が作成した最大規模の台風に伴う、海岸線を有する当町では、高潮による湊川沿岸に被害リスクが懸念されている。幸い甚大な被害は抑えられているが、台風時期には依然として低地区域は厳重な警戒が必要となっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、警固断層における震度 7.2 の地震確率は 0.3～6% の確率で発生すると言われている。

(感染症)

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

※参考

：新宮町防災ハザードマップ・洪水・土砂災害ハザードマップ

<https://www.town.shingu.fukuoka.jp/material/files/group/11/20220824-131401.pdf>

：津波・高潮ハザードマップ

<https://www.town.shingu.fukuoka.jp/material/files/group/11/20220824-131443.pdf>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 991 社
- ・小規模事業者数 913 社

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	1 6 2	1 5 7	町内に広く分散している
	製造業	6 3	5 9	町内の工業団地に集中している
	電気・ガス・情報通信・運輸業	5 0	4 0	町内に広く分散している
	卸売業・小売業	2 2 0	2 0 1	町内に広く分散している
	飲食・宿泊業	1 0 2	8 7	町内に広く分散している
	サービス業	2 3 2	2 1 4	町内に広く分散している
	その他	1 6 2	1 5 5	町内に広く分散している
合 計		9 9 1	9 1 3	

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

- ・新宮町国土強靱化地域計画の策定及び新宮町地域防災計画改定
- ・行政区単位の自主防災組織の設立支援と活動の活性化
- ・新宮町ハザードマップの見直し（洪水浸水想定区域を踏まえた洪水ハザードマップの作成）
- ・地域住民に対し防災知識の普及啓発並びに防災訓練の実施
- ・防災倉庫等の備蓄体制の確保
- ・新宮町インフルエンザ等業務継続計画

2) 当会の取組み

- ・BCP に関する国の施策の周知
- ・巡回訪問による事業者へ BCP 策定の推進と策定支援
- ・企業向け防災セミナー等の通知
- ・福岡県火災共済協同組合と事業継続力強化支援事業を実施する者と連携した災害時に対応できる保険の通知

II 課題

- ・現状、災害に対する危機管理は行政区単位の自主防災組織の設立支援と活動の活性化や新宮町HPでのハザードマップの掲載による周知活動にとどまっており、取組について具体的な協力体制やマニュアルが整備されてない。また、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
さらに当会職員のほとんどが町外在住であるため、夜間や休日の対応が見通せない。
- ・町の課題として、各行政区を単位とした自主防災組織の設立数が少ないことが挙げられる。
- ・感染対策において、町内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・町内小規模事業者に対し災害リスクや感染症対策等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害状況報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復旧・復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発症時、感染症は「発生」、「海外発生時」、「国内感染者発生時」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発症期」には速やかに拡大防措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・令和2年3月に新宮町が策定した新型インフルエンザ等業務継続計画について、本計画との整合性を整理し、発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・地域内ハザードマップの該当事業所を重点支援事業者として選定する。
- ・巡回訪問にハザードマップを用いて、事業所立地場所の自然災害に対するリスク及びその影響について説明する。さらにその影響を軽減させるための取組（事業継続力強化計画の策定）や（災害時の補償に備える損害保険）についても説明を行う。
- ・商工会報誌や町会報誌、ホームページ等において、災害時のリスク対策の重要性や国の施策の紹介、損害保険の概要、他社の事業継続力強化計画取組み事例など紹介する。
- ・福岡県火災協同組合や事業継続力強化支援事業を実施する者による小規模事業者に対する普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わせることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・当会は令和3年2月に事業継続力強化計画を作成。

3) 関係団体等との連携

- ・「福岡県火災共済協同組合」と連携協定を結び、地域内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや事業所のリスク診断を行い、対応できる保険の紹介等を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の取組み状況について確認を行う。
[対象事業者] 地域内事業継続力強化計画策定支援を行った事業者
[確認頻度] 1年に1度
- ・当会と当町の担当者レベルで状況確認や改善等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練計画の実施

自然災害等（マグニチュード5の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内に被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発生後、2時間以内に当会、職員の安否確認を行う。

（SNS等を利用した安否確認業務従事の可否、被害状況等を把握し、必要に応じて当会と当町で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、新宮町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危機を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被災状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況を共有する。

4日目～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

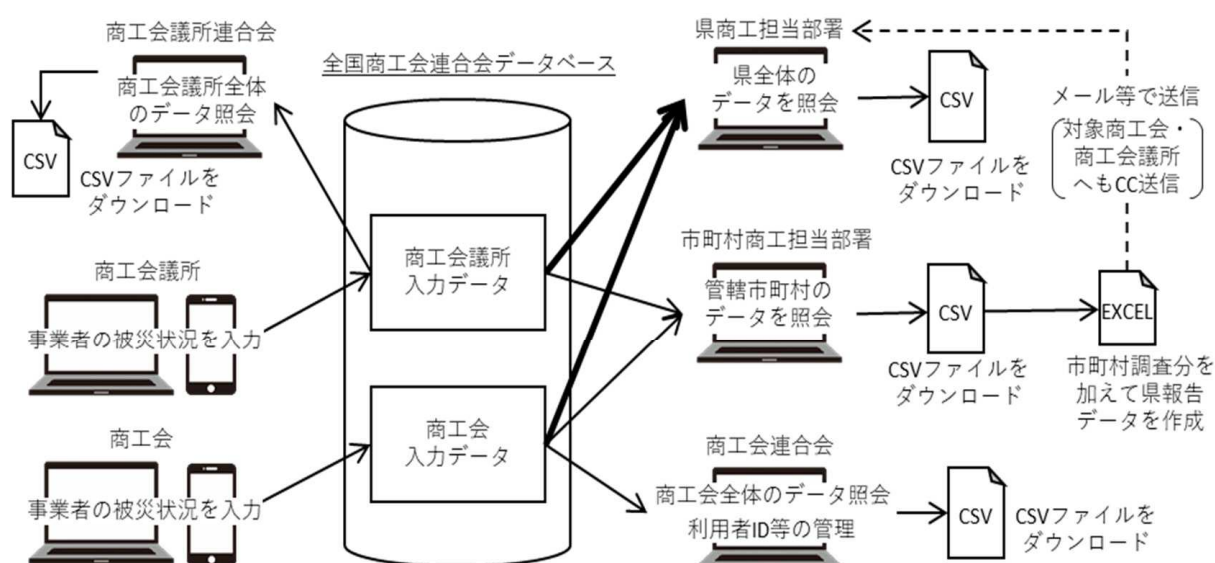
< 3. 発災時における連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は災害対応システムに被害状況を入力することで、新宮町産業振興課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



◆データ入力の締切時間

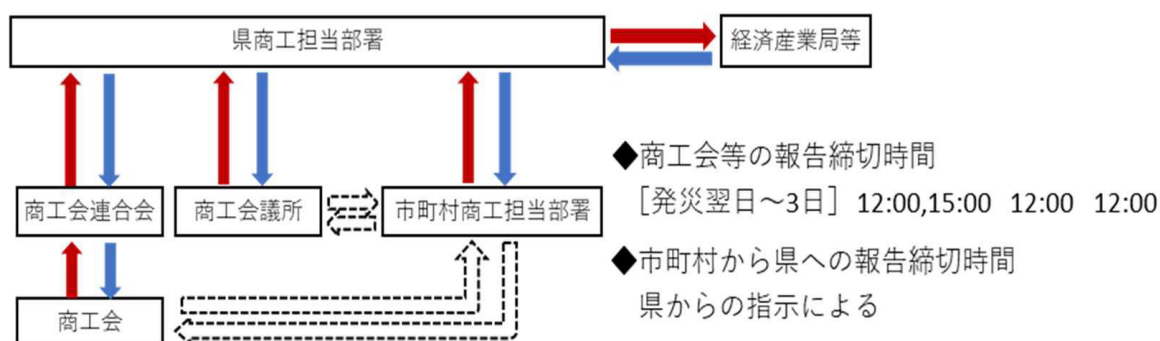
[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間

県からの指示による

②システム不具合発生時

- ・下記の流れで情報共有又は報告を行う。



◆商工会等の報告締切時間

[発災翌日～3日] 12:00,15:00 12:00 12:00

◆市町村から県への報告締切時間

県からの指示による

- ・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 1 に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 1

福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況

提出日：令和○年○月○日

団体名： _____

記入担当者： _____

被害箇所					被害状況		区分 (被害の程度・修正順)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
記入例	○○部○○町○○丁目○	—	株式会社製材所	製造業	約 1 0 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	新規→前回の報告に漏れた情報 修正→前回の報告内容に修正を加える場合 変更→前回の報告内容から変更が無い場合
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 0 万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記してってください。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

＜ 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 ＞

- ・相談窓口の開設方法について、新宮町と相談する（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年4月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
《新宮町商工会》 事務局長 法定経営指導員 経営指導員 経営支援員 《新宮町》 産業振興課長 産業振興課 総務課 連携 連絡調整 確認 連携	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 藤本 勝幸（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ・本計画の具体的な取組みの企画や実行に関する必要な情報の提供および助言等を行う。 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 新宮町商工会 〒811-0112 福岡県糟屋郡新宮町下府3-17-1 TEL：092-963-4567/FAX：092-962-4355 E-mail：shingu@shokokai.ne.jp	
②関係市町村 新宮町 産業振興課 〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1 TEL：092-962-0238/FAX：092-962-0725 E-mail：sangyo@town.shingu.fukuoka.jp	
※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	250	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	125	150	150	150	150
・ セミナー開催費用	100	100	100	100	100
・ 防災・感染症対策費	25	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新宮町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
① 福岡県火災共済協同組合 代表者 理事長 花田 稔之 〒812-046 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9 番 1 5 号 福岡県中小企業振興センタービル 8F TEL:092-622-8071/FAX:092-622-8838
連携して実施する事業の内容
① 福岡県火災共済協同組合との連携 ・小規模事業者を対象に自然災害リスク及びその影響について周知。 ・当会職員と同行し、起こり得る災害リスクについて診断を行う。 ・個々の事業者の被災時に対応できる損害保険の紹介を行う。
連携して事業を実施する者の役割
①福岡県火災共済協同組合 役割 ・専門家としての適切なアドバイスを行う。 ・小規模事業者に起こり得る災害リスクを把握し、対応するための事前策を講じるようアドバイスする。 効果 ・小規模事業者が災害リスクを事前に把握し、損害保険の見直し・契約により、災害に対するリスク対策を図ることができる。
連携体制図等
①